

## 中国運輸局山口運輸支局封印取扱い規則

	平成18年10月18日山運達第	3	号
一部改正	平成28年 2月 1日山運達第	4	号
一部改正	平成29年 3月10日山運達第	4	号
一部改正	令和 2年11月10日山運達第	4	号
一部改正	令和 3年12月21日山運達第	4	号

(適用)

第1条 中国運輸局山口運輸支局における封印の取扱いについては、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）（以下「車両法」という。）、同法施行令（昭和26年政令第254号）及び同法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）（以下「施行規則」という。）並びに封印取付け委託要領（平成18年10月4日付け国自管第86号）（以下「委託要領」という。）の規定によるほか、この規則の定めるところによる。

(封印取付け委託申請)

第3条 車両法第28条の3の規定に基づく封印取付けの委託を受けようとする者（以下「申請人」という。）は、施行規則第12条第1項に規定する申請書（完成検査終了証のある自動車の販売を業とする申請人にあつては第1号様式）を中国運輸局山口運輸支局長（以下「運輸支局長」という。）に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、申請人は次に掲げる書面を添付しなければならない。

- (1) 現に営んでいる事業の種類及びその概要を記載した書面（完成検査終了証のある自動車の販売を業とする申請人にあつては、自動車製作者等との契約書の写し又は証明書、「一定の自動車輸入業者に対する封印の取付けの委託について」（平成25年3月8日付け国自情第239号）に基づく申請人にあつては、要件に合致することを地方自治体が認めたことが確認できる書面）
- (2) 関係法令を遵守することを誓約した書面（第2号様式又は当該書面と同等と運輸支局長が認める書面）
- (3) 法人にあつては登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）、個人にあつては住民票（いずれも発行から3ヶ月以内のもの）

- (4) 封印の管理に対する組織内の取扱内規
  - (5) 施行規則第15条第1項の封印取付け責任者となる者の所属、職名及び氏名を記載した書面（第3号様式又は当該書面と同等と運輸支局長が認める書面）
  - (6) 施行規則第13条第4号に該当しない旨の誓約書（第4号様式又は当該書面と同等と運輸支局長が認める書面）
  - (7) 封印取付け手数料請求権を放棄する者にあつてはその旨を記載した書面（第5号様式又は当該書面と同等と運輸支局長が認める書面）
  - (8) 事業場の位置図及び封印取付け場所の見取図（完成検査終了証のある自動車の販売を業とする申請人を除く。）
  - (9) その他運輸支局長が提出を求める書面
- 3 申請人が委託要領第5条第1項の規定に基づき分室又は営業所（以下「営業所等」という。）で封印の取付けを行おうとする場合にあつては、前項各号に掲げる書面のほか、営業所等の名称及び住所を記載した書面（第6号様式）を添付しなければならない。
- 4 申請人が行政書士法（昭和26年法律第4号）第15条に規定される行政書士会の場合にあつては、第2項各号に掲げる書面のほか、最近の事業年度における財政状況を確認できる書面を添付しなければならない。
- 5 第1項及び第2項の規定は、現に封印取付け委託を受けている者（委託要領第5条第1項の規定に基づき営業所等を設けている者を除く。）がその他の事業場で新たに封印取付け委託を受けようとする場合に準用する。この場合、第2項第1号から第4号、第6号及び第7号に掲げる書面を省略することができる。

#### （封印取付け委託台帳）

第3条 運輸支局長は、封印取付け委託台帳（第7号様式）を備え、変更事項の承認、届出、その他必要事項を記録するものとする。

#### （委託の解除）

第4条 封印の取付け委託を受けた者（以下「受託者」という。）が、封印取付け委託に関する車両法等関係法令及び中国運輸局山口運輸支局封印取付け受託者準則（平成18年10月18日付け山運達第2号）を遵守しないときは、施行規則第13条第1号の要件を備えなくなったものとして、運輸支局長は、同規則第15条の4の規定により封印

取付けの委託を解除することができる。

(封印の取扱い)

第5条 運輸支局長は、委託要領第124の規定に基づき、封印管理簿（第8号様式）により、出納状況を明確にするものとする。

(再封印等)

第6条 車両法第11条第2項の規定（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第43条の規定により番号変更する場合を除く。）により、運輸支局長又は甲種受託者（委託要領第2条第2号に規定する甲種受託者を言う。以下同じ。）の封印の取付けを受けようとする者は、自動車検査証を提示しなければならない。

2 車両法第11条第4項又は第6項の規定により、運輸支局長又は甲種受託者の封印の取付けを受けようとする者若しくは委託要領第12条第1項の規定により甲種受託者の名において封印の取付けを行おうとする者は、運輸支局長又は甲種受託者に対し封印取付け申請書（第9号様式）を提出し、かつ、自動車検査証を提示しなければならない。

(立入検査)

第7条 運輸支局長は、受託者の封印の管理状況及び封印の取付け状況等について、必要と認めるときは、車両法第100条第2項の規定に基づく立入検査を行うことができるものとする。

附 則

1. この細則は、平成18年11月1日から実施する。
2. この細則の実施に伴い「中国運輸局山口運輸支局自動車登録番号標封印取扱い細則」（平成8年8月28日山陸達第9号）は廃止する。

附 則（平成28年 2月 1日山運達第 4 号）

この細則は、平成28年 2月 1日から実施する。

附 則（平成29年 3月10日山運達第 4 号）

この細則は、平成29年 4月 1日から実施する。

附 則（令和 2年11月10日山運達第 4 号）

この細則は、令和 2年12月 1日から実施する。ただし、第7条第3項にかかる改正は令和3年2月1日から実施する。なお、第3号様式については、当分の間、従前の様式を使用することができるものとする。

附 則（令和 3年12月21日山運達第 4 号）

この規則は、令和 4年 1月 4日から実施する。